

平成23年2月18日

第2258号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 地籍調査成果の認証（94・農山村振興課）……………1
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（95・商業貿易課）……………2
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出（96・商業貿易課）……………3
- 公共測量終了の通知（97・建設管理課）……………5
- 建設業の許可の取り消し（98・山本地域振興局総務企画部）……………5
- 建設業の許可の取り消し（99・仙北地域振興局総務企画部）……………5

公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………6

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（9）……………6
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（10）……………6
- 政治団体の解散の届出（11）……………7
- 政治団体の収支に関する報告書（12）……………7
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（13）……………9

告 示

秋田県告示第94号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称
八峰町
- (2) 成果の名称
八峰町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
八峰町大字峰浜田中の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
0.24km²
- (5) 認証年月日
平成23年2月8日
- 2(1) 調査を行った者の名称
男鹿市
- (2) 成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
男鹿市五里合大字中石の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度
0.62km²
- (5) 認証年月日
平成22年2月8日
- 3(1) 調査を行った者の名称

- 八峰町
- (2) 成果の名称
八峰町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
八峰町大字八森の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
0.10km²
- (5) 認証年月日
平成22年2月8日
- 4(1) 調査を行った者の名称
秋田市
- (2) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
秋田市大字雄和平尾鳥の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
1.11km²
- (5) 認証年月日
平成23年2月8日

秋田県告示第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮 地 邦 明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 一 宮 忠 男
群馬県高崎市栄町1番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
男鹿ショッピングセンター
男鹿市脇本脇本字石館16外
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗を設置する者
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮 地 邦 明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 一 宮 忠 男
群馬県高崎市栄町1番1号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目6番25号
ジャスフオート株式会社 代表取締役 本 田 進

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社やまや 代表取締役 山内 英 房
宮城県塩釜市新浜町一丁目11番11号
株式会社未来屋書店 代表取締役 中山 章
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文
広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60
株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番24号
ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝 敏
北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号

(イ) 変更後

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦 明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
ジャスコ株式会社 代表取締役 本田 進
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文
広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60
株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝 敏
北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 一宮 忠 男
群馬県高崎市栄町1番1号

(4) 変更の年月日

- ア 大規模小売店舗を設置する者
平成23年10月5日
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
平成23年10月5日

(5) 変更する理由

- ア 大規模小売店舗を設置する者
代表者変更のため
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
代表者変更及び小売業を行う者の入替のため

2 届出年月日

平成23年2月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県庁総務部広報広聴課県政情報資料室
男鹿市役所産業建設部観光商工課

(2) 縦覧期間

平成23年2月18日から同年6月18日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第

8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮 地 邦 明
秋田市土崎港北一丁目6番25号
株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 一 宮 忠 男
群馬県高崎市栄町1番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
男鹿ショッピングセンター
男鹿市脇本脇本字石館16外
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の収容台数
 - (ア) 変更前
871台
 - (イ) 変更後
796台
 - イ 駐輪場の収容台数
 - (ア) 変更前
195台
 - (イ) 変更後
233台
 - ウ 荷さばき施設の面積
 - (ア) 変更前
472平方メートル
 - (イ) 変更後
542平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
 - (ア) 変更前
100.43立方メートル
 - (イ) 変更後
118.43立方メートル
 - オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 変更前
24時間
 - (イ) 変更後
午前6時30分から午後10時30分まで
- (4) 変更する年月日
平成23年10月5日

2 届出年月日

平成23年2月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田県庁総務部広報広聴課県政情報資料室
男鹿市役所産業建設部観光商工課
- (2) 縦覧期間
平成23年2月18日から同年6月18日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第97号

平成22年秋田県告示第243号の公共測量について、平成23年1月28日終了した旨秋田市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第98号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年2月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
丸章建設株式会社
山本郡三種町鹿渡字猿田牛淵60番地10
代表取締役 渡 邊 章
秋田県知事許可（般-19）第9544号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年2月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成23年2月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
松嶋鉄工株式会社
山本郡三種町鶴川字谷地の上120番地
代表取締役 川 尻 昭 夫
秋田県知事許可（般-21）第10860号
- (3) 処分の内容
建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年2月7日付けで建築工事業及び鋼構造物工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第99号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年2月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
五十嵐工務店
仙北郡美郷町金沢西根字西熊堂105番地
五十嵐 養 藏
秋田県知事許可（般-17）第60214号
- 3 処分の内容
土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年2月4日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の

届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 就任理事の住所及び氏名

大館市下代野字中道北35番地1

- 〃 川口字十三森90番地2
- 〃 釈迦内字板子石26番地
- 〃 粕田字村北10番地
- 〃 沼館字神館60番地
- 〃 立花字山田渡216番地
- 〃 字鉄砲場36番地
- 〃 川口字長里252番地
- 〃 白沢字白沢332番地
- 〃 芦田字字塞神南22番地
- 〃 釈迦内字釈迦内98番地
- 〃 粕田字道ノ上93番地

小笠原 利 雄
長 崎 祥悦郎
菅 原 金 明
佐 藤 恭 一
田 山 仙
虻 川 良 逸
石 田 政 一
齋 藤 新 昭
若 松 綱 雄
田 村 清
木 村 与 勝
山 内 俊 幹

2 就任監事の住所及び氏名

大館市松木字松木64番地

- 〃 川口字長里86番地
- 〃 粕田字清水川116番地1
- 〃 大茂内字中瘤木台1番地5

桜 庭 甫
虻 川 哲 一
中 村 弘 美
渡 辺 修 作

選挙管理委員会告示

秋選管告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成22年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年2月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県大館市仙北郡第一支部	佐々木 博 嗣	伊 藤 艶 子	大館市若竹町24-4	平成22年12月9日

2 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤宏悦後援会	佐 藤 宏 悦	佐 藤 久 美 子	秋田市上北手大戸字堀ノ内26番地3 (有)アダムス内2階	平成22年12月10日
税理士による金田勝年 後援会	小笠原 久 治	相 澤 朝 子	能代市富町12番1号	平成22年12月17日
税理士による寺田学後 援会	木 村 了	宇佐見 康 伸	秋田市南通亀の町4番9号	平成22年12月17日
渡辺達仁後援会	佐 藤 重 博	渡 辺 金 春	秋田市上新城五十丁字小林139	平成22年12月27日

秋選管告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成22年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年2月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
民主党秋田県参議院選挙区第1総支部	会 計 責 任 者	小 玉 夕 香	菊 地 陽 子	平成22年12月7日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
小松隆明後援会	主たる事務所の所在地	大仙市刈和野字愛宕町7-1	大仙市刈和野字愛宕下246-1	平成22年12月6日
翔衛会	会 計 責 任 者	菅 原 美保子	高 橋 喜 晃	平成22年12月6日
木鐸会	代 表 者	石母田 實	緑 川 賢 一	平成22年12月7日
渡邊彦兵衛後援会	会 計 責 任 者	佐 藤 悦 郎	小 玉 忠 夫	平成22年12月7日
成田武後援会	会 計 責 任 者	成 田 国 三	虻 川 峯 男	平成22年12月10日
すずき洋一後援会	主たる事務所の所在地	大館市馬喰町40	大館市中道三丁目1-50	平成22年12月16日
松浦大悟事務所	会 計 責 任 者	小 玉 夕 香	菊 地 陽 子	平成22年12月16日
小畑元後援会	会 計 責 任 者	横 山 誠	三ッ倉 和 雄	平成22年12月17日
木鐸会	会 計 責 任 者	横 山 誠	三ッ倉 和 雄	平成22年12月17日

秋選管告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年2月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
民主党秋田県参議院選挙区第2総支部	鈴 木 陽 悦	平成22年10月31日	平成22年12月2日
自由民主党飯田川町支部	平 野 三 好	平成22年12月9日	平成22年12月10日
自由民主党峰浜支部	福 司 憲 友	平成22年12月22日	平成22年12月24日

秋選管告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年2月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 民主党秋田県参議院選挙区第2総支部(平成22年分)

報告年月日 平成22年12月2日

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

鈴木 陽悦 参議院議員

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

29,861,348円

前年からの繰越額

4,121,886円

本年の収入額

25,739,462円

(イ) 支出総額

29,861,348円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

559,000円

員数

515人

寄附

170,000円

個人からの寄附

40,000円

その他の寄附

40,000円

政治団体からの寄附

130,000円

秋田県不動産政治連盟 秋田市

100,000円

その他の寄附

30,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

25,000,000円

民主党本部

25,000,000円

その他の収入

10,462円

合 計

25,739,462円

(イ) 支出の内訳

経常経費

17,410,750円

人件費

8,517,818円

光熱水費

489,870円

備品・消耗品費

2,137,360円

事務所費

6,265,702円

政治活動費

12,450,598円

組織活動費

909,088円

選挙関係費

170,150円

機関紙誌の発行その他の事業費

10,673,952円

機関紙誌の発行事業費

1,827,083円

宣伝事業費

8,846,869円

調査研究費

51,570円

寄附・交付金

645,838円

合 計

29,861,348円

政治団体の名称 自由民主党峰浜支部(平成22年分)

報告年月日 平成22年12月24日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

95,335円

前年からの繰越額

73,335円

本年の収入額

22,000円

(イ) 支出総額

43,992円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

10,000円

自由民主党秋田県支部連合会	10,000円
その他の収入	12,000円
合 計	<u>22,000円</u>
(イ) 支出の内訳	
経常経費	5,131円
備品・消耗品費	5,131円
政治活動費	38,861円
組織活動費	38,861円
合 計	<u>43,992円</u>
2 収入及び支出のない団体	
(1) 政党	

政治団体の名称	報告年月日
自由民主党飯田川町支部（平成14,15,16,17,18,19,20,21,22年分）	平成22年12月10日

秋選管告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年2月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
小松 隆明	県議会議員	小松隆明後援会	主たる事務所の所在地	大仙市刈和野字愛宕町7-1	大仙市刈和野字愛宕下246-1	平成22年12月6日

正 誤

平成23年2月8日（第2255号）掲載の秋田県告示第84号（救急病院の認定）

（原稿誤り）

1 ページ表中「市立横手病院」の所在地について、

横手市根岸5番31号

は

横手市根岸町5番31号

の誤り。

平成22年11月30日（号外第4号）公布の公営企業管理規程第9号（秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程）

（原稿誤り）

4 ページ17行目と18行目の間に次のように加える。

（~~第17条第1項第2号の2に「第17条第1項第2号の2」として加える。~~）

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号